

令和 6 年度松江市食品衛生監視指導結果

1. 食品衛生関係施設への立入検査

食中毒や違反食品の発生防止を目的に、下表のとおり飲食店や食品製造施設等へ立入検査を行いました。※施設数は令和 7 年 3 月末現在

① 食品営業許可施設（新旧許可業種合算）

	施設数	監視数
飲食店営業	2,328	707
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	11	0
食肉販売業	44	48
魚介類販売業	108	52
魚介類競り売り営業	5	1
集乳業	0	0
乳処理業	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0
食肉処理業	11	4
食品の放射線照射業	0	0
菓子製造業	253	90
アイスクリーム類製造業	13	4
乳製品製造業	1	0
清涼飲料水製造業	3	0
食肉製品製造業	2	2
水産製品製造業	29	7
氷雪製造業	0	0
液卵製造業	0	0
食用油脂製造業	1	0
みそ又はしょうゆ製造業	12	1
酒類製造業	7	3
豆腐製造業	8	1
納豆製造業	0	0
麺類製造業	17	5
そうざい製造業	93	41
複合型そうざい製造業	2	1
冷凍食品製造業	2	2
複合型冷凍食品製造業	0	0
漬物製造業	24	12
密封包装食品製造業	3	0
食品の小分け業	9	3
添加物製造業	1	0
魚肉ねり製品製造業	3	0
食品の冷凍又は冷蔵業	4	1
かん詰又はびん詰食品製造業	1	0
喫茶店営業	50	16
あん類製造業	0	0
乳酸菌飲料製造業	0	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0

みそ製造業	3	0
醤油製造業	6	1
ソース類製造業	0	0
計	3,054	1,002

② 食品営業届出施設

	施設数	監視数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	56	3
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	92	4
乳類販売業	195	11
氷雪販売業	5	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	136	0
弁当販売業	5	0
野菜果物販売業	50	2
米穀類販売業	10	0
通信販売・訪問販売による販売業	7	0
コンビニエンスストア	72	18
百貨店、総合スーパー	40	39
自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	86	1
その他の食料・飲料販売業	187	1
添加物製造・加工業 （法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	3	0
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	29	2
農産保存食料品製造・加工業	24	0
調味料製造・加工業	8	0
糖類製造・加工業	0	0
精穀・製粉業	4	1
製茶業	12	0
海藻製造・加工業	4	0
卵選別包装業	3	1
その他の食料品製造・加工業	121	1
行商	8	0
集団給食施設	146	11
器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	3	0
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業 とみなされないもの	24	0
その他	35	0
計	1,365	95

総数（①＋②）	4,419	1,097
---------	-------	-------

2. 食品等の検査結果

市内に流通する食品の成分規格、使用添加物、農産物の残留農薬等について、下表のとおり検査を実施しました。

	成分規格等検査			
	理化学検査数	不良件数	細菌検査数	不良件数
乳 類（加工品を含む）	2	0	0	0
肉卵類（加工品を含む）	0	0	1	0
魚介類（加工品を含む）	6	0	12	0
野菜等	0	0	0	0
その他加工品	7	0	9	0
合計	15	0	22	0

	残留農薬等検査			
	国内食品検査数	不良件数	輸入食品検査数	不良件数
乳 類（加工品を含む）	0	0	0	0
肉卵類（加工品を含む）	1	0	0	0
魚介類（加工品を含む）	0	0	0	0
野菜等	5	0	6	0
その他加工品	0	0	0	0
合計	6	0	6	0

※GC/MC による農薬等の一斉試験法（農産物）（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号）

3. 違反食品の発見状況

食 品 違反項目	魚介類 及び加工 品	食肉及 び加工 品	乳及び 乳製品	菓子	弁当 そう菜	漬け物	めん類	豆腐類	その他	計
異物・カ ビ・虫・腐 敗等	0	2	0	3	0	0	0	0	2	7
添加物使用 基準	0	0	0	3	0	0	0	0	2	5
成分規格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
表示	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
容器不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	0	2	0	7	0	0	0	0	5	14

4. 食品衛生推進員事業

食品衛生法第 67 条に基づき市長が委嘱した食品衛生推進員により、地域の食品衛生の向上を図るため、下記のとおり食品に関わる相談や表示の指導等を実施しました。

1) 飲食店営業施設等への巡回相談・助言事業

食品営業施設に立入り、施設や食品の衛生管理、従事者の健康管理及び HACCP を取入れた衛生管理の認知・関心度を点検し、必要な助言を行いました。

業 種	施 設 数
飲食店営業	987
食品販売業	69
食品製造業	184
食品処理業	4
合 計	1,244

2) 食品表示チェッカー事業

食品の製造、販売施設へ立入り、新基準に基づく表示への移行状況や適正表示のための社内体制等について点検し、必要な助言を行いました。

業 種	施 設 数
食品製造施設	184
食品販売施設	69
合 計	253

3) リスクコミュニケーション事業

食中毒への注意喚起を図るため、市内の商業施設にて食中毒予防の呼びかけ、うちわの配布を行いました。また、夏休み期間中、親子を対象に手洗い講習会と口腔ケアについて啓発を行いました。

5. 講習会開催状況

食品関係事業者や一般消費者に対して、食品等の安全性確保に係る知識の普及、技術の習得及び食品表示の新基準への移行等について、講習会を開催しました。

講 習 会 種 別	開催回数	受講者数
消費者を対象とした衛生講習会	0	0
事業者を対象とした衛生講習会	27	847
食品表示講習会	20	575